

# 安全衛生規程

(総 則)

第1条 この規程は、就業規則第 条の規定にもとづき、職場における安全と健康を確保するとともに快適な作業環境を改善することを目的として定めたものである。

2. 従業員の安全衛生に関する事項については、法令及び別に定めるものの外、この規程による。  
(遵守義務)

第2条 従業員は次の各号に定める事項を遵守し、災害の防止、健康の保持増進に努めなければならない。

- (1) 服 装…従業員は簡素で清潔な働き易い服装で業務につかなければならない。
  - (2) 整理整頓…常に事務所、休憩所、睡眠室、作業場、車庫及び通路等の整理整頓を行う。
  - (3) 執務不能の申出…心身異常又は、著しい疲労のため執務に堪えられないときは所属長に申出ねばならない。
  - (4) 保護具の着用…会社が保護具の着用を命じた業務にはこれを使用せねばならない。
  - (5) 事故要因の排除…職場における事故要因の排除につとめ、所属長の指示に従って規律ある行動をしなければならない。
  - (6) 点検、整備…車輛、荷役機械及び補助器具、整備工具等をその他業務上必要な、用具の点検、整備を励行し安全且つ適切な方法で使用しなければならない。
  - (7) 基準に基づく作業方法…会社が指示、又は定めた安全作業基準に従って、作業しなければならない。
  - (8) 設備の除去、移動、設備の操作…安全衛生、消化、その他危険防止のための諸設備を許可なくして除去、移動をしてはならない。荷役機械等の移動も同じ。
2. 原動機、動力電動装置、その他これに類する機械設備の始動又は停止の操作は、担当者（資格有保持者）、又は責任者以外行ってはならない。

(安全衛生推進者の選任)

第3条 会社は、安全衛生推進者を選任し安全衛生に関する措置をなし得る権限を附与し職務の定むる事項を行わねばならない。

(管理員の指示厳守)

第4条 従業員は安全、衛生に関しては、安全衛生推進者の業務上の指示に従わねばならない。

(安全衛生委員会)

第5条 会社は第1条の目的達成するために必要な安全及び衛生に関する事項を調査審議し会社に対する意見の具申等のため安全、衛生委員会を設ける。

2. この委員会の構成、運営については別に定める。

(教育、訓練)

第6条 従業員は、会社の行う安全衛生に関する教育及び訓練を受けねばならない。

2. 前項の教育、訓練の種類方法等は都度公示周知する。

(健康診断)

第7条 従業員は入社の際及び毎年1回定期に健康診断を行う外、深夜労働者又は長距離運転者は、毎年6ヶ月ごとに1回の健康診断を受けねばならない。

2. 健康診断は会社が別に定める機関によって行う。

(勤務替等必要な措置)

第8条 会社は健康診断の結果をもって、従業員に対し勤務替その他必要な措置を講ずることがある。

(指定病者の就業禁止)

第9条 会社は次の各号のいずれかに該当する従業員の就業を禁止する。

但し、2号に掲げる者については、伝染予防の措置した場合はこの限りではない。

- (1) 法令伝染病及び指定伝染病又は疑似患者及び、伝染病の病原体保有者
- (2) 病毒伝播のおそれのある伝染病に罹患した者
- (3) 精神障害のため現に自身に傷つけ又は、他人に害を及ぼすおそれのある者
- (4) 心臓、腎臓、肺、高血圧等により、労働により病勢が著しく悪化のおそれのある者
- (5) その会社が指定する医師が就業を不相当と認めた疾病にかかっている者

(健康の報告)

第10条 従業員は業務上、業務外を問わず傷病により、欠勤若しくは休職中であっても、その健康の状態を医師の診断書を添え報告しねばならない。

(職場環境)

第11条 従業員は就業中、採光、換気、気温、塵埃等、衛生上の環境に注意し不良な環境を発見したときは、適当な措置をとり若しくは所属長に申出ねばならない。

(清潔、清掃)

第12条 従業員は職場の清潔、清掃につとめ廃棄物、かくたん、汚物等を定められた容器又は場所以外に捨てる等の不衛生な行為をしてはならない。

(非常階段)

第13条 従業員は職場において人命、施設、貨物等に災害が発生するおそれのあることを予知したときは、直ちに臨機の措置を施すとともに、危険の状況に

ついて遅滞なく所属長へ報告し、災害を未然に防ぐことに努めねばならない。

(災害及び疾病の措置)

第14条 従業員は職場において、人命、施設、貨物等に重大な災害が発生したとき、若しくは就業中急病人が発生したときは、救急非常措置を施すとともに、所属長へ報告し事故処置についての指示を受けねばならない。

(伝染病の届出及び予防措置)

第15条 従業員は本人、家族、その他同居者が、伝染病にかかり若しくは疑いがあるときは、直ちに会社に届出ねばならない。

2. 会社は前項の届出を受けたときは、適当な予防措置を講じ従業員はそれに従わねばならない。

# 安全衛生規程